

令和5年度 第3回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和6年1月26日(金) 10時00分～11時20分
開 催 場 所	横浜市役所 18階会議室 さくら14
出 席 者	委員：齋藤真哉委員長、原悦子委員、山口直也委員、芦谷典子委員、黒石匡昭委員、吉田育代委員 政策局共創推進室(事務局)：高岡課長、小島係長、ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴人無し)
次 第	議事 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業の事業手法効果検証について(審議)
議 事 概 要 ( 要 旨 )	<p><b>【会議の成立、公開・非公開についての確認】</b> 委員出席数が過半数の定足数を満たし会議が成立していることを確認。また、「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき、会議は公開とし、会議における調査審議の経過及び結果は公表とすることを確認。</p> <p>横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業の事業手法効果検証について(審議) 事務局より、答申案に関する概要説明のうえ審議を行った。</p> <p><b>【委員長】</b> 事務局からの説明を受け、まず、答申別紙8ページ(3)「総合評価」の新型コロナウイルスの表記に「感染症」を追記、資料②実施報告書7ページ(8)「運營業務の実績」の渡りの表記を「わたり」に修正していただきたい。このほか、ご意見があればお願いしたい。</p> <p><b>【委員】</b> 本事業は混合型であることをふまえ、サービス対価の他にも施設の利用料収入などのPFI事業者の収入源を記載した方が良い。例えば、答申別紙3ページ「事業概要」部分に記載することでどうか。</p> <p><b>【事務局】</b> PFI事業者の収入がサービス対価だけではないことが分かるように、という趣旨であるか。</p> <p><b>【委員】</b> そのとおりである。駐車場の利用料金は市の収入で間違いはないか。</p>

**【事務局】**

そのとおりである。P F I 事業者の収入源は、市から支払われるサービス対価、公会堂の施設利用料金収入、このほか、独立採算事業である食堂・売店の売上収入である。

**【委員】**

承知した。答申別紙7ページ④「サービス水準の向上について」において、公会堂の利用料金収入が提案時の想定より2割増加したことの効果を確認しているため、P F I 事業者の収入源を事業概要欄に記載しておくことで、より本事業内容の理解が深まると考える。

**【事務局】**

承知した。

**【委員】**

加えて、答申別紙6ページ②「施設計画等の優れた提案内容の採用について」においては、「施設計画等の優れた提案内容」を記載する項目であるため、特徴的で優れた施設計画を網羅的に記載する方が良いと考える。

例えば、資料②実施報告書9ページには、公会堂のバリアフリー化の工夫等が記載されており、また、現地視察の際には、職員専用のバックヤードを設置し、来庁者と職員の利用動線を分離したことにより、業務が効率的に実施でき、かつ使いやすい施設になっているとの声が聴かれた。バックヤードの設置については施設計画等の優れた提案内容として、本事業以降に行った戸塚区総合庁舎の整備にも生かされたと聞いている。このように、特徴的で良質な施設計画がなされた事については、効果が確認できた部分としてしっかりと記載する方が良い。

**【委員】**

同じく、答申別紙6ページ②「施設計画等の優れた提案内容の採用について」と、③「効率的な業務実施による費用の最小化について」における効果が確認できた部分の記載分けが正しくされていないと考える。事業者の工夫により、公会堂代替施設を設置せずに施設の供用開始を早期に実施できた効果は、整備計画の効率化によって市民サービスが向上したことに繋がるものであるが、1ページ(3)「検証の基準及び視点」をふまえると、②の項目は各施設及び施設全体の機能性・快適性、バリアフリー、安全性、防災性、防犯性の確保がされ、整備後の施設がこのような性能を確保しているか否かが検証の視点であるため、記載内容と検証視点とが整合していない。公会堂代替施設を設置しなかったことにより得られた効果は、優れた整備計画と効率的な業務実施の両立であるため、その整合が取れるように検証視点の表現を少し修正する必要があると考える。

**【委員長】**

ご意見をふまえ、先ほどもご指摘があった施設利用者と職員の利用動線を分離させた工夫や、公会堂のバリアフリー化などを追記し、確認できた効果と検証視点とを整合させる修正を行った方が良いと考える。

**【事務局】**

承知した。

**【委員】**

事業所管課とPFI事業者へのヒアリング結果をふまえ、民間事業者との競争的対話が非常に重要であるとする。これをふまえ、答申別紙8ページ「総合評価」の追加的な視点の項目に競争的対話が有効であるとしているが、6ページ②「施設計画等の優れた提案内容の採用について」の今後留意すべき部分にも記載した方が良いのではないかと考える。

**【委員長】**

ご意見のとおりである。公会堂代替施設の設置の有無については、まさに民間事業者のノウハウ活用に直結する内容であり、これを要求水準の条件としたことにより、PFI事業でありながら、結果的には従来型の仕様発注方式と同様になってしまったとも言える。民間事業者のノウハウが最大限発揮されるよう、競争的対話が重要であることを記載した方が良いと考える。

**【事務局】**

承知した。競争的対話の重要性については各事業所管課にも共有し、しっかりと取り組んでいきたい。

**【委員】**

公会堂については広報活動等の工夫により、施設の利用料金収入が提案時の想定より2割に増加している。これは、PFI事業者のノウハウが発揮され、PFI事業者の利益向上と、地域活性化に一定の貢献があったということである。このように、行政、民間事業者、市民にとって3方良しの効果を発現できることがPPP（公民連携事業）の趣旨でもあるため、答申別紙8ページ「総合評価」にこの効果を記載した方が良い。

**【事務局】**

承知した。ご意見をふまえ、「総合評価」については行政視点だけでなく、行政、民間事業者、市民の3方にとって効果が確認できたことを記載する。

**【委員長】**

民間事業者が利益を上げるということは、横浜市の経済を活性化することにも繋がっており、事業の効果として評価できるということである。このほか、ご意見はあるか。

**【委員】**

答申別紙 10 ページ (2) 「今後の横浜市 P F I 事業実施に向けた意見」のなかで、「要求水準書等への条件明示の工夫」という項目があるが、提案を受けるにあたっては条件の優先順位を含めて要求水準書に明示することが極めて重要である。

あくまでも、要求水準は必要最低限の要求事項であるため、民間ノウハウが十分に発揮されることに焦点を当て、市は要求水準書に記載すべき条件とそうではない条件を絞り込み精査したうえで、要求水準書が公表された後にも民間事業所との競争的対話などにより、公共サービスの向上と財政負担縮減に寄与するより良い提案が採用されるよう、適切に対応していくことが必要である。

**【事務局】**

ご意見をふまえ、項目名称についても「要求水準書等への条件明示の工夫」から変更した方が良いか。

**【委員】**

そのとおりである。要求水準書だけでなく全般的に、という趣旨をふまえて「提案応募者への条件明示に関する工夫」とした方がより適切であると考ええる。

**【委員】**

同じく「要求水準書等への条件明示の工夫」において、緊急性・専門性が高い消防署の動線に関する懸念点が示唆されているが、この動線の問題は、まさに設計段階の施設配置の考え方が要求水準により明確に示されていなかったことが問題であったとも言える。これをふまえ、民間ノウハウの活用にあたり、要求条件の優先順位付けを明確にすることで良質な提案に繋がるということは、ただいまのご意見と同様である。

**【委員】**

本事業については、特定事業選定時の定量的評価及び定性的評価で期待した効果と比較して、期待とおりの効果が得られたのか、あるいは得られなかったのかという視点で検証を行った。これをふまえ、答申別紙 7 ページ③「効率的な業務実施による費用の最小化」の効果が確認できた部分については、定量的評価として V F M の源泉に寄与した内容と、定性的評価としての内容とが混在しているように感じる。公会堂の代替施設を設置しなかったことによる整備費削減は V F M の源泉に寄与した内容であり、職員の発注業務に関わる負担軽減や、運營業務における効率的な人員の配置などによる大幅なコスト削減を実現したということは、定性的な効果であろう。

本事業における特定事業選定時の定性的評価の内容として「効率的な業務実施による費用の最小化」という項目がふさわしいかどうかはさておき、今後、市の実施事業における特定事業の選定時には、事業終了時の効果測定もふまえて、定量的評価及び定性的評価の内容を整理し、適切な目標設定を行うことが重要である。

**【事務局】**

承知した。事務局としても、今後の事業については、P F Iを導入することの趣旨をふまえ、P D C Aの観点からも事業当初に適切な目標設定を行うことが非常に大切だと考えているため、事業所管課にもしっかりと共有をしていきたい。

**【委員】**

初期のP F I事業における定性的評価については、類似施設の先進事例を参考にしながら目標を定めていた部分があるようにも思うが、本来は、それぞれの事業目的に合わせ、行政としてどのような効果を期待するのか、また、どうすれば期待した効果を実現できるのかといった視点で定性的評価を行う必要があり、V F Mの源泉に関する効果は定量的評価に分類されるべきものとする。これをふまえ、定性的評価と定量的評価の内容については、しっかりと精査することが必要である。

**【事務局】**

承知した。

**【委員長】**

答申別紙7ページ③「効率的な業務実施による費用の最小化」については、「費用の最小化」を捉えるとV F Mの源泉に直結する検証項目であるかのようにも見えるが、それだけでなく、従来方式と比較して業務の効率化が図られたか否かという定性的な部分の検証結果を示す項目でもあるため、ただいまのご意見をふまえて、検証の趣旨が明確に伝わるように検証項目の表現を修正するのはいかがか。

また、他の検証項目においても、ひとつの効果が複数の検証項目での効果として重複している部分もあるが、良い効果として確認できた内容については、重複していてもしっかりと示されていることが望ましいと考える。

**【事務局】**

承知した。市としても、本事業の効果を明確にしておくことで事業所管課としてもしっかりと効果測定を実施できるとともに、今後の本市事業にも活用できると考える。

**【委員長】**

ご意見も出揃ったようなので、答申に反映するべきご意見について、抜粋して集約したい。

○答申別紙6ページ②「施設計画等の優れた提案内容の採用」について

- ・公共サービスの向上に寄与する整備計画がなされたかの視点を追加。
- ・定性的評価の内容に、公会堂のバリアフリー化の工夫と、区役所の来庁者と職員の利用動線を分離した効果に関する記述を追加。
- ・今後留意すべき点に、競争的対話の重要性に関する記述を追加。

○答申別紙7ページ③「効率的な業務実施による費用の最小化」について

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用の最小化だけでなく、業務の効率性に重点を置いていることを明確化するための検証項目及び記述の工夫。</li> </ul> <p>○答申別紙8ページ(3)「総合評価」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政のメリットだけでなく、民間事業者の収益増加にも繋がった効果についても記述を追加。</li> </ul> <p>○答申別紙9ページ「要求水準等への条件明示の工夫」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名称の修正</li> <li>・要求水準書に記載すべき条件と、そうではない条件を峻別し、民間事業者のノウハウを自由に活用できる要求水準書の工夫が必要であること、また、要求水準書の公表後においても民間事業所との競争的対話などにより、公共サービスの向上と財政負担縮減に寄与するより良い提案が採用できるよう適切に対応していくことが重要であることに関する記述を追加。</li> </ul> <p>様々のご意見を集約し、このように答申をまとめていきたいと考えるが、このほかに追加のご意見があればお願いしたい。</p> <p><b>【委員一同】</b> 意義なし。</p> <p><b>【委員長】</b> それでは、審議はここまでとする。今後の答申等の公表に向けた作業は、私(委員長)と事務局とで進め、公表事前にあらためて委員にご確認をいただくことで宜しいか。</p> <p><b>【委員一同】</b> 了承。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<p>(1) 会議 次第</p> <p>(2) 委員会 運営要綱</p> <p>(3) 委員名簿</p> <p>(4) 諮問文</p> <p>(5) 本日のスケジュール</p> <p>(6) 資料</p> <p>終了予定PFI事業における事業手法効果検証について(答申) 表紙(案)</p> <p>別紙 : PFI事業手法効果検証に関する答申書(案)</p> <p>資料1 : 事業所管課及びPFI事業者へのヒアリング調査結果について</p> <p>資料2 : 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業 実施報告書</p>